

○池田町移住準備住宅設置要綱

平成30年 3 月27日告示第17号

改正 令和 3 年 3 月 9 日告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、池田町（以下「町」という。）に移住する予定のある者に対し、町での生活基盤を形成する準備期間中の住居を整備することにより町への移住の促進を図るため、池田町移住準備住宅（以下「移住準備住宅」という。）を設置するとともに、運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 移住準備住宅の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称		位置
池田町移住準備住宅	豊町北棟	池田町大字池田3509番地23
	豊町南棟	

(入居者の資格)

第3条 移住準備住宅に入居することができる者は、次の各号に掲げる要件を備えている者でなければならない。ただし、町長が特に認める者については、この限りでない。

- (1) 入居しようとする本人又は同居し、若しくは同居しようとする親族（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下同じ。）の全てが、他市町村（特別区を含む。）から町に転入する見込みであること。
- (2) この要綱に基づく家賃、敷金を支払う能力を有する者であること。
- (3) 市町村税等を滞納していないこと。
- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(借受者の募集)

第4条 町長は、移住準備住宅を借り受けようとする移住希望者（以下「借受者」という。）を公募するものとする。

- 2 町長は、前項に規定する公募に当たっては、移住準備住宅の設置場所、戸数、規格、家賃、入居者の資格、申込方法、選考方法の概略、入居の時期、その他必要な事項を公告するほか、適当な方法により周知するものとする。

(公募の例外)

第5条 前条の規定にかかわらず、町長は、災害による住宅の滅失その他特別な理由があると認める者については、公募を行わず、移住準備住宅に入居させることができる。

(借用申請)

第6条 借受者は、借受けを開始する日の10日前までに、池田町移住準備住宅貸付申請書（様式第1号）に住民票の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(貸付けの許可)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、池田町移住準備住宅貸付許可書（様式第2号）を交付する。

- 2 町長は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(定期建物賃貸借の契約)

第8条 前条の許可書の交付を受けた借受者は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定する契約を、池田町移住準備住宅定期賃貸借契約書（様式第3号）により町長と締結しなければならない。

- 2 町長は、前項の契約を締結しようとするときは、あらかじめ借地借家法第38条第2項の規定により、借受者に対し、契約の更新がなく、期間の満了により移住準備住宅の賃貸借は終了することを説明しなければならない。この場合において、同項に規定する交付する書面は、池田町移住準備住宅定期賃貸借契約についての説明（様式第4号）とする。

3 借受者は、前項の説明を受けたときは、池田町移住準備住宅定期賃貸借契約についての説明に係る確認（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（貸付期間）

第9条 移住準備住宅の貸付期間は1年以内とし、前条に規定する契約書において定めるものとする。

2 希望する借用開始日及び満了日が土日祝日の場合（池田町の休日を定める条例（平成元年池田町条例第23号）による休日を含む。）の場合は、翌開庁日とする。

（貸付料）

第10条 移住準備住宅の貸付料は、次のとおりとする。

区分	単位	金額	摘要
豊町北棟	1 か月	30,000円	駐車場2台分の使用料を含む
豊町南棟	1 か月	30,000円	駐車場2台分の使用料を含む

2 借受者は、前項の貸付料を毎月末日（月の中で退去した場合には、その日）までにその月分を納付しなければならない。

3 月の途中で入居し、又は退去した場合においては、その月分の貸付料は、日割りによって算出する。

4 前項により納めた貸付料は、これを還付しない。ただし、借受者の責めに帰すことができない理由により移住準備住宅を使用することができなくなった場合、その全部又は一部を還付することができる。

（敷金）

第11条 町長は、借受者から敷金を徴収するものとする。

2 敷金の額は、3万円とする。

3 敷金は、借受者が住宅を退去するときに還付する。この場合において、借受者に未納の貸付料又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除して還付する。

4 敷金には、利子を付さない。

（修繕費用の負担等）

第12条 移住準備住宅の修繕に要する費用（畳の表替え、ふすまの張り替え、破損ガラスの取り換え等の軽微な修繕及び給水栓その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は町の負担とする。

2 借受者の責めに帰すべき理由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該借受者は、町長の指示に従い、これを修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

（借受者の費用負担義務）

第13条 借受者は、入居する移住準備住宅について、次に掲げる費用を負担しなければならない。

（1）電気、ガス、水道及び下水道の使用料

（2）汚物及びごみの処理に要する費用

（3）前2号に掲げるもののほか、町長の指定する費用

（借受者の遵守事項）

第14条 借受者は、移住準備住宅を使用するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）留守や就寝時に施錠するなど移住準備住宅を善良に管理すること。

（2）鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

（3）火気の取扱に注意するとともに、冬期間にあつては、水道の凍結防止に配慮すること。

（4）移住準備住宅及びその周りの除草や除雪を適宜行い、移住準備住宅を適正に管理するとともに、居住環境の整備をすること。

（5）ごみは、決められたルールに従い排出すること。

（6）移住準備住宅の契約期間が満了したときは、清掃を行うとともに、直ちに移住準備住宅の鍵を町長に返却すること。

- (7) その他移住準備住宅の借受に関し、町長が必要と認める事項
(制限される行為)

第15条 借受者は、移住準備住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可した者以外を同居させること。
- (2) 物品の販売、寄付の要請、その他これに類する行為をすること。
- (3) 開業すること。
- (4) 興行すること。
- (5) 展示会その他これに類する催しをすること。
- (6) 文書、図書その他の印刷物を張り付ける又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (8) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 移住準備住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (10) ペットを持ち込むこと。
- (11) その他施設の使用にふさわしくない行為をすること。

(貸付許可の取消し)

第16条 町長は、借受者に第8条及び前条の規定に違反する行為があったと認めたときは、第7条の規定による貸付許可を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により貸付許可を取り消したときは、町長は、当該許可に基づく賃貸者契約を解除するものとする。この場合において、既に納入した貸付料は還付しないものとする。

(明渡し)

第17条 借受者は、貸付期間満了日及び前条の規定に基づき利用許可を取消された場合にあっては、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、借受者は、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状に回復しなければならない。

- 2 借受者は、前項前段の明渡しをするときは、明渡し日を事前に町長に通知しなければならない。
- 3 町長は、第1項後段の規定に基づき借受者が行う原状回復の内容及び方法について借受者と協議するものとする。

(立入り)

第18条 町長は、住宅の防災、火災の延焼、構造の保全その他の住宅の管理上特に必要があるときは、借受者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

- 2 借受者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

第19条 借受者は、故意又は過失により住宅、設備、備品及びその他の物件を損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 借受者は、鍵を紛失した場合、町の請求に基づく鍵シリンダー等の取り替えに係る実費を弁償しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月9日告示第17号)

この要綱は、公布の日から施行する。